

国民年金基金掛金納付方法変更届

届书コード	0 3 1 1														
加 入 員 番 号												生 年 月 日			
												5：昭和 7：平成	年	月	日

変更後の国民年金基金掛金の納付方法について、「1」「2」いずれかに○をつけてください。

1	毎月納付を希望します	2	1 年前納を希望します 〔 1 年前納は 4 月から翌年 3 月までの掛金を 1 年分とし、自動更新となります。 〕
---	------------	---	---

現在の国民年金基金の納付方法を上記のとおり変更することを届出します。

令和 年 月 日

国民年金基金あて

〒 ー

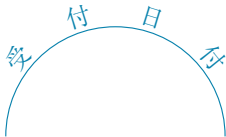
住 所

電 話

フリガナ

加入員氏名

※裏面をご確認の上、太枠内をご記入ください。



提出にあたってのご注意

掛金の前納を希望される方へ

1. 前納は4月から翌年3月までの1年分の掛金を一括して納付する場合に限り認められます。したがって、前納を希望される年度中に60歳になる方は前納できませんのでご注意ください。
2. 掛金を前納すると0.1か月分の割引になりますので、一括して前納する額は11.9か月分の掛金（1円未満の端数は四捨五入します。）になります。また、前納した掛金額は全額、前納した年の社会保険料控除の対象になります。
3. 前納の申し出をその年の4月30日(必着)までに行うと、前納掛金として4月分の掛金の口座引落とし時（原則として6月1日）に11.9か月分が一括して預貯金口座から引き落とされます。なお、5月1日以降に申し出を行った場合には、翌年度からの取り扱いとなりますのでご注意ください。
4. 国民年金保険料納付委託をされている方で、保険料と掛金を一緒に前納される場合は、原則として4月30日に預貯金口座から引き落とされますが、この場合の申し出期限はその年の4月30日より2ヶ月程度早くなりますので、早めに参加中の基金へご相談ください。（基金の掛金のみ前納の申し出期限は上記3.のとおりです。）なお、期限以降に申し出を行った場合は、翌年度からの取り扱いとなりますのでご注意ください。
5. 所定の期日に、預貯金口座の残高不足により前納掛金の引落としができなかった場合には、前納の取り扱いは致しませんので特にご確認ください。
6. 基金加入時に申し出て掛金の特例の適用を受けている方（毎月の掛金が68,000円を超えている方）で、かつ、前納を希望する年度中（翌年3月までの間）にその特例期間が満了する人が、掛金の前納をする場合には掛金額を月額68,000円以下に減口する届書を同時に提出していただきますが、その場合には、減口後の掛金部分に限り前納割引の対象となります。

（例）前納を希望する年の12月に掛金の特例期間が終了する人の場合

月額 102,000円 以下									の部分が割引になります。				月額 68,000円以下
	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	

7. 掛金を前納された方が翌年3月までに国民年金基金の加入資格を喪失した場合には、前納の申し出がなかったものとして資格喪失された月の前月までの通常掛金を納めていただいた後、残額があればお返しいたします。
例えば、翌年3月に資格を喪失した場合には、4月から翌年2月までの11か月分の掛金を納めていただいたものとみなし、残額の0.9か月分の掛金をお返しいたします。
8. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできませんのでご注意ください。
9. 毎月納付から前納へ変更された方につきましては、翌年度以降も継続して前納で引落とされます。（ただし、上記項番1.の60歳到達者は除きます。）なお、毎月納付に変更される場合は、納付方法変更の申し出が必要になりますのでご注意ください。

前納から毎月納付への変更を希望される方へ

1. 掛金引落しを前納から毎月納付への変更を希望される場合にはその年の4月30日(必着)までに申し出を行ってください。国民年金保険料の納付委託により保険料と掛金を前納していた場合で、両方とも前納から毎月納付への変更を希望される場合には、申し出期限がその年の4月30日より2ヶ月程度早くなりますので、早めに参加中の基金へご相談ください。
2. 上記の期限までに申し出を行わない場合には前納（ただし、前納を希望される年度中に60歳になる方は割引なしの一括納付）として取り扱われ、掛金（又は保険料）が一括して引き落とされますのでご注意ください。